

## 9月20日から9月26日は動物愛護週間です

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めるため、9月20日から26日を「動物愛護週間」と定めています。

動物を飼うときは終生、愛情と責任を持って飼養しましょう。絶対に傷つけたり、捨てたりしてはいけません。

また、犬の飼養に関するトラブルが発生しています。

- ①犬の散歩をするときはリードを付け、放さないようにしましょう。
- ②犬のフンは放置せず持ち帰りましょう。
- ③犬の首輪には鑑札と狂犬病の予防注射済票を必ずつけましょう。

なお、犬が逃げ出してしまった場合や保護したときは、速やかに保健所・警察署にご連絡ください。

**問合せ先** 埼玉県秩父保健所 生活衛生・薬事担当 ☎22・3824

## 使用済みてんぷら油は捨てないで！ ～1ℓ当り1円で引き取ります～

町では、水質保全やリサイクル意識の高揚、ごみの減量化を図るため、家庭から出る使用済みてんぷら油や賞味期限切れの油（缶はそのまま出せます）を回収する取り組みを、秩父圏域の1市4町で推進しています。

個人・法人・団体等から回収した廃食油は、環境にやさしいバイオディーゼル燃料（BDF）として再生させ、郡市内公用車（ディーゼル車）等の代替燃料として実証活用します。

この地球環境に配慮した取り組みに、皆様のご協力をお願いします。

- ◆回収方法◆ 天かす等を取り除き、ペットボトル等の容器に入れお持ちください。  
注意：ラード等の動物性油や、エンジンオイル等は回収できません！  
※固形化している油も回収できません！

- ◆回収場所◆ 町民課

**問合せ** 町民課 環境衛生担当 ☎66・3111 内線126

## 令和3年度彩の国埼玉環境大賞の候補者募集

環境保全などに取り組む個人、団体、環境負荷低減などに取り組む事業者を埼玉県知事が表彰します。

- ・応募資格：県内で活動する個人、団体、事業者（自薦、他薦は問いません）
- ・応募：詳細を県環境政策課のホームページで確認の上、10月1日（金）までに県環境政策課へ

ホームページ：彩の国埼玉環境大賞の候補者募集

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0501/kankyoutaisyuu-bosyuu.html>

**問合せ** 埼玉県環境部環境政策課 ☎048・830・3019

## 浄化槽にも 定期健康診断が必要です

法定検査

浄化槽設置者には、日頃のメンテナンス（保守点検や清掃）と併せて、年1回の法定検査を実施することが法律で義務づけられています。検査を受けていないと悪臭や故障の原因にもなるため、長く浄化槽をお使いいただくためにも受検をお願いします。

**申込み先**：一般社団法人埼玉県浄化槽協会 ☎048・533・4700

浄化槽を利用していないなど、設置状況に変化がありましたら、以下の届出をご提出ください。

- ・浄化槽使用休止届出書：一時的に浄化槽の使用を停止する場合
- ・浄化槽使用廃止届出書：浄化槽の使用を廃止する場合
- ・浄化槽管理者変更報告書：管理者が変更となる場合

**問合せ** 町民課 環境衛生担当 ☎66・3111 内線126